

書面による同意確認を行わない軽微な処置などの医療行為について

当院では「書面で説明と同意をいただく診療項目」と「口頭で説明させていただく診療項目」に分けて対応しております。以下の検査・医療行為は、医師の立ち合いを必要としないものもあり、患者さんの心身へのご負担も一般的に少ないものです。

診療を円滑に進めるために、これらの診療項目については、説明を口頭及び院内掲示で対応しております。

【一般項目】

各種問診、視診、身体診察、体温測定、身長測定（身長・体重・腹囲・筋力・可動域等）、血圧測定、栄養指導、食事の決定、薬剤指導、カメラ等による患部撮影等（主として体表）

【検査・モニター等】

採血（静脈及び動脈）、尿、糞便検査、微生物検査（痰・唾液等の採取）、視力、色覚、聴覚、抗原検査（鼻咽頭ぬぐい液）、検体の病理・細胞診、生理検査、X線一般撮影検査、X線透視撮影検査、骨密度測定、血管内注入造影剤を用いないCT検査、経皮酸素飽和度検査、歯科検査、嚥下機能評価（水飲みテスト、フードテスト）、針刺し・切創、皮膚・粘膜暴露時の感染症確認、体成分分析、心理検査（認知症検査・知能検査・失語症検査・注意機能検査等）

【治療・処置など】

注射（静脈内、筋肉内、皮下）、点滴、痰等の吸引、胃管カテーテル挿入、膀胱留置カテーテル挿入、口腔ケア等の処置、抜糸、縫合、抜釘、爪切り、点眼、点耳、点鼻、小範囲の皮膚切開（排膿）、デブリードマン（創傷管理）、関節穿刺、関節注射、非観血的整復固定、ギプス装着・取り外し、摘便、浣腸、酸素投与、弾性ストッキング着用、温冷罨法、局所麻酔、歯科的処置、胃ろうカテーテルの交換、固定ベルト装着、シーネ固定、吸入、各種リハビリテーション（摂食嚥下療法・低周波治療、物理療法等）、その他上記に準じる患者さんへの心身のご負担が少ない処置・治療

【投薬・注射など】

通常の投薬、持続点滴、抗菌薬、麻薬、インスリン注射を含む薬剤の投与等

上記の診療行為は医師、歯科医師、看護師、技師、セラピスト等によって行われ、一般的な医学的基準から考えて安全と考えられるものですが、それでも合併症（出血・しびれ・アナフィラキシー等）や有害事象を伴うことがあります。

このような合併症や有害事象等は、きわめて頻度が低いものの、処置・医療行為者の技量に関わらず、一定の割合で生じる可能性があります。

このような場合は、合併症及び有害事象の治療は保険診療として行われます。あらかじめご理解いただきますようお願いいたします。

2025年4月14日

医療法人一輝会 荻原記念病院
院長 荻原 徹